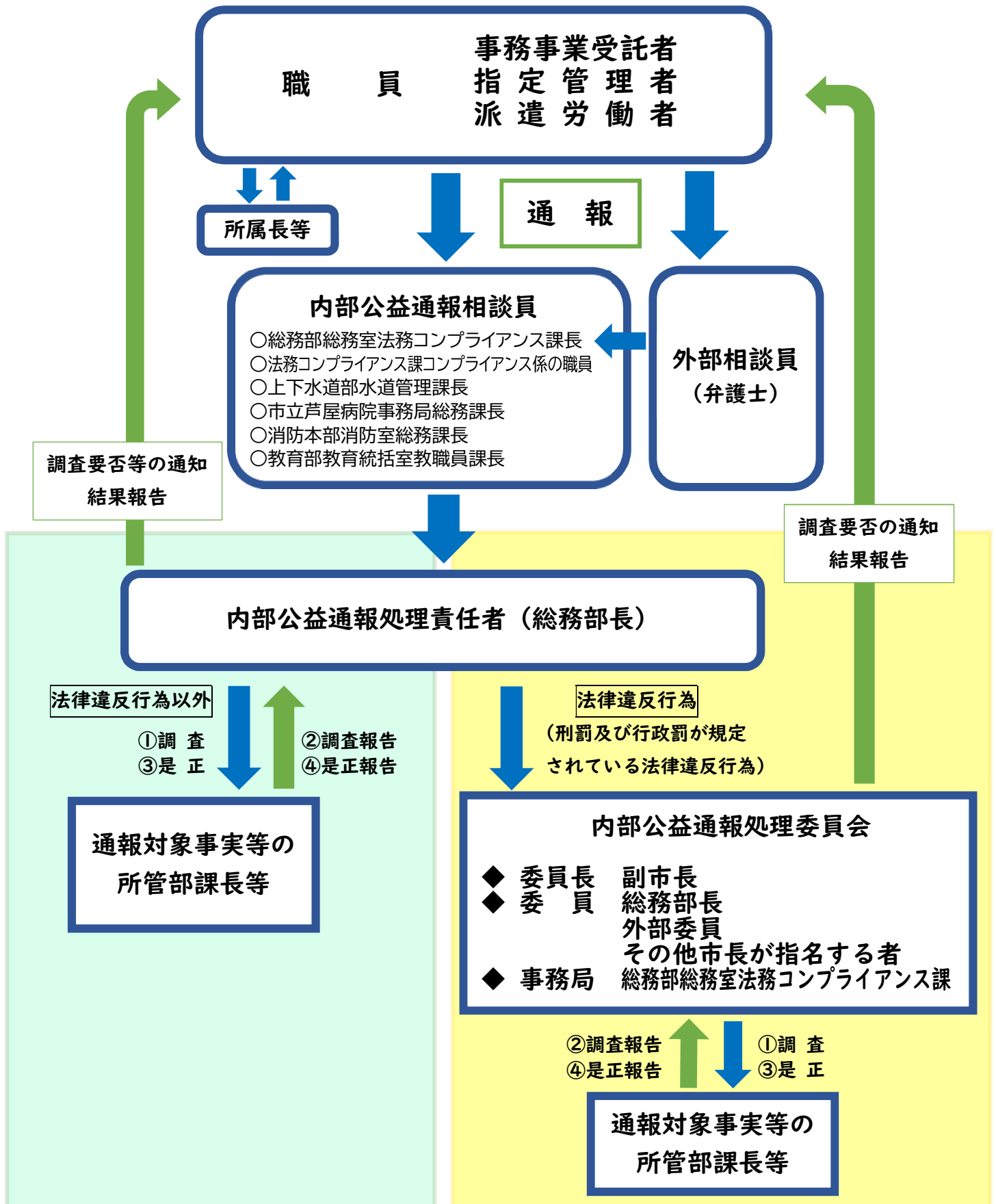


内部公益通報の対応の流れ



※ 相談員及び調査に関わる者には守秘義務があり、知り得た秘密や個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならない(その職を退いた後も同様)とされています。